強制不妊 救済範囲を拡大

東京高裁、賠償請求「2024年まで」

国に2例目の賠償命令

旧優生保護法の下で不妊手術を強いられたのは憲法違反だとして、東京都の男性(78)が国に3千万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が11日、東京高裁であった。平田豊裁判長は一審判決を変更し、旧法そのものを明確な違憲としたうえで国に1500万円の賠償を命じた。原告側の逆転勝訴となった。

同種訴訟で国の賠償責任を認めたのは2月の大阪高裁判決に続いて2例目。今回の判決は、原告だけでなく旧法の被害者が2024年まで賠償請求ができるとの解釈を示し、より救済範囲を広げる判断となった。

東京高裁判決によると、18年に提訴した原告の男性は1957年、不妊手術を受けた。

判決はまず旧法について、「差別的思想で、目的達成の手段(不妊手術)も極めて非人道的だ」と批判。子を産み育てる自由を保障した憲法13条や、法の下の平等を定めた憲法14条に反すると認めた。

次に、不法行為から20年が過ぎると賠償を求める権利が消える民法の「除斥期間」については、手術を受けた57年を不法行為の起算点とし、77年に賠償請求の権利が消えると指摘した。

だが判決は、除斥期間の適用を制限すべき「特段の事情が多くある」とした。

具体的には①国は施策として強度の人権侵害をし、被害者の意に反して生殖機能を回復不可能にするなど二重、三重の精神的・肉体的苦痛を被害者に与えた②国は長期にわたり被害実態の調査をせず、ほとんどの被害者が国の不法行為を受けたと認識できないまま20年が過ぎた③最高法規の憲法が保障する国への賠償請求権を、除斥期間を定める民法で損なわないようにすべきだ――などを挙げた。

こうした事情から、20年が過ぎたことで賠償を求められないのは「著しく正義・公平の理念に反する」と判断した。

そのうえで、原告を含む旧法の被害者が国の不法行為を認識できたのは、「一時金支給法」が施行され首相と厚生労働相が謝罪した「2019年4月24日」と説明。この時点で「ようやく社会全体で不妊手術が違憲だと明確に認識できた」とした。

同法が一時金の請求期間を5年間(19年~24年)としたことから、「5年間が経過するまでは除斥期間の効果も生じない」と結論づけ、原告以外の被害者が賠償訴訟を今後起こせる余地があることを示した。

大阪高裁判決は、同種訴訟の提起を知ってから6カ月以内は除斥期間を適用しないと判断していた。

厚労省は判決後、「主張が認められなかった。適切に対応する」とのコメントを出した。(村上友里)

旧優生保護法

「不良な子孫の出生防止」という目的で1948年に成立。遺伝性の精神疾患があることなどを理由に、本人の同意がなくても都道府県の審査会が認めれば不妊手術を強制的に行うことができた。強制不妊手術の条項を削除して母体保護法に改正される96年までに約2万5千人が手術を受け、うち約1万6千人は強制だった。

除斥期間をめぐる判決の認定

大阪高裁判決(2月)		東京高裁判決(3月)
	1948年 旧優生保護法成立	
	57年 東京の原告が手術	起算点
	77年 20年が経過	20年が経過し、77年請求権消滅
起算点	96年 旧優生保護法改正。強制不妊手術の規定を削除	
20年が経過し、16年請求権消滅		
原告1人の例	2018年1月 仙台地裁に全国初の提訴	
原告が同種訴訟を認識	5月 東京地裁に提訴	
6カ月間は請求権あり	19年4月 被害者への一時金支給法が成立	被害者が被害認識
例外	5月 仙台地裁判決	2024年まで請求権あり
	20年6月 東京地裁判決	例外

原告「胸がいっぱい」

「原告には幸せに過ごしてもらいたいと願います。それを可能にする差別のない社会を作るのは、国はもちろん、社会全体の責任と考えます」

判決の最後に平田豊裁判長が異例の「所感」を述べると、傍聴席からは拍手がわき起こり、原告の男性は目尻をぬぐって一礼した。

男性は判決後の会見で「裁判官が自分に向き合ってくれた。胸がいっぱいです。夢にも思っていなかった」と涙ぐんだ。

「長い道のりだった」という。手術を受けたのは中学生だった1957年。入所していた宮城県の児童養護施設の職員に病院に連れて行かれ、説明なく処置を受けた。その後、施設の先輩から不妊手術だと聞いた。妻には亡くなる直前の2013年まで言えず、国の違法行為と知るまで「父親のせいだ」と恨んだ。

19年には被害者に一時金320万円を払う議員立法の救済法ができたが、手術を受けたとされる約2万5千人のうち支給が認められたのは、今年2月までに974人しかいない。会見に同席した関哉直人弁護士は、「東京高裁は原告の男性だけでなく、被害者すべてが救われる道筋をつけてくれた」と評価した。

成蹊大の渡辺知行(ともゆき)教授(民法)は「東京高裁は被害者の思いに寄り添い、大阪高裁よりはるかに救済範囲を広げた。画期的な判断で、今後の判決にも影響を与えるだろう」と話した。